

那覇市学校施設等長寿命化計画策定業務委託  
委託先選定プロポーザル  
応 募 要 領

1. 目的

那覇市（以下「本市」という。）が所有する小学校、中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園（公私連携型含む。）及び学校給食センターの施設について、長寿命化の観点から、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、学校施設の維持管理・更新等を着実に推進するために「那覇市学校施設等長寿命化計画」を策定する。

そこで、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、最も適切な者を本業務の受託候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

那覇市学校施設等長寿命化計画策定業務委託

(2) 業務内容及び履行方法

別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約の翌日から平成30年3月30日（金）まで

(4) 業務の見積もりに関する要件

契約上限額は、15,984,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。（契約上限額は、業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。）

3. 募集等における主なスケジュール（予定）

項目	期日又は期間
応募要領等公告	平成29年7月26日（水） ※ホームページに掲載
質問受付（12日間）	平成29年7月26日（水）から 平成29年8月7日（月）午後5時まで
質問回答	平成29年8月8日（火） ※ホームページに掲載
参加申込書及び業務提案書等の提出期間 （14日間）	平成29年8月14日（月）から 平成29年8月28日（月）午後5時まで
第1次審査（参加資格の確認）	平成29年8月29日（火）通知予定
第2次審査（プレゼンテーション審査）	平成29年9月1日（金）予定
選定結果の公表	平成29年9月4日（月）予定
契約締結	平成29年9月11日（月）予定

※最終的な第2次審査の実施日程は、参加資格を有する者へ個別に通知する。

#### 4. 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、本業務に関する高い知見を有する者で、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例第 2 条第 1 号又は第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でない者。
- (4) 国税及び那覇市税を滞納していない者。市外または県外に本社をおく法人においては、本社所在市町村の市町村税を滞納していない者。
- (5) 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 本市から現に指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (8) 本市における委託業務競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (9) 過去 5 年以内（平成 24 年度～平成 28 年度）に本業務と同種又は類似の業務実績を有する者。

同種の業務とは、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（平成 27 年 3 月 31 日 26 文科施第 569 号）」に基づく、公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）の行動計画・個別施設計画の策定業務とする。

類似の業務とは、国、地方公共団体、国立・公立大学法人又は独立行政法人等が発注した業務で以下の①、②のうちいずれかに該当するものとする。

- ① 公共施設等総合管理計画策定業務又は施設白書計画策定業務
- ② 総合管理計画に基づく個別計画として位置づけられている建築系施設の計画策定業務

（例）公営住宅ストック総合活用計画、公営住宅長寿命化計画、等

- (10) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体の構成企業として、本件プロポーザルに参加することができないものとする。
  - ① 2 社共同企業体とすること。
  - ② 共同企業体は自主結成方式とし、構成企業間で協定を締結していること。
  - ③ 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、かつ最大の出資比率の者でなければならない。
  - ④ 共同企業体を構成するすべての構成企業が（1）～（8）のすべての要件を満たしていること。また、代表者が上記（9）の要件を満たしていることとする。

## 5. 質問受付及び回答

応募要領及び仕様書に質問がある場合は、次のとおり「(様式8) 質問書」を提出すること。

- (1) 質問期限：平成 29 年 8 月 7 日（月）午後 5 時必着
- (2) 質問方法：件名を「那覇市学校施設等長寿命化計画プロポーザル質問について」とし、「12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」に記載された電子メールあて提出すること。質問提出の際には、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。なお、電話、口頭による照会対応は行わない。
- (3) 回答方法：平成 29 年 8 月 8 日（火）午後 5 時までに本市ホームページ上に回答を掲載する。

## 6. 参加申込み方法と提出期限

以下の(1)(2)の書類を提出期限までに、末尾記載の「12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）」まで直接持参又は郵送により平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 5 時（必着）までに提出すること。なお、直接持参による場合は、平日の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時の間の受付とする。

### (1) 参加申込書等 1 部提出（番号順に綴じ、ホッチキス留めとする。）

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する確約書（様式 2）
- ③ 納税証明書（申込日前 3 か月以内に発行されたもの。）

本市に事業所がある場合はア及びウを提出すること。それ以外の場合はイ及びウを提出すること。

ア 那覇市税完納証明書

イ 本社所在市町村の市町村税完納証明書

ウ 国税納税証明書

- ④ 会社概要（様式 3）
- ⑤ 同種又は類似の業務実績書（様式 4）
- ⑥ 業務実施体制調書（様式 5）
- ⑦ 配置予定技術者調書（様式 6）
- ⑧ 配置予定技術者の保有資格を証明できる書面の写し
- ⑨ 共同企業体協定書（様式 7）（共同企業体の場合のみ）

### (2) 業務提案書等 16 部提出（正本 1 部、副本 15 部）（番号順に綴じ、ホッチキス留めとする。）

#### ①業務提案書

業務提案書は日本工業規格 A 4 版（様式自由）で片面印刷とし合計 5 ページ以内で作成すること。単色・カラーは自由、文字の大きさは 12 ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。

業務提案書は仕様書に基づき、計画策定概要の現段階での提案を分かりやすく記入す

ること。

② 費用内訳書（消費税及び地方消費税を含む）

費用内訳書は日本工業規格A4版（様式自由）で片面印刷とし1ページとすること。契約上限額以内で、応募者の業務提案等も含めた積算とし、積算内訳（数量含む。）が分かるよう作成すること。

(3) 注意事項

① 参加申込みは、1応募者につき1件とする。

② (2)の①、②の書類には、自社名や会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合は受け付けないので、十分に注意すること。

③ 業務提案書は見やすく、わかりやすいものとする。

④ 本業務を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する方針に鑑み、参加事業者の専門性等を生かした業務提案に努めること。

⑤ 提出期限後の業務提案内容等の修正及び資料の追加は認めない。

7. 審査方法

業務提案等の審査は、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（参加資格の確認）

期限内に提出された参加申込書等により、参加資格を有すると認められる応募者を事務局で確認する。なお、第1次審査の結果については、参加資格の確認後速やかに個別に通知する。

(2) 第2次審査（業務提案内容のプレゼンテーション審査）

第1次審査により参加資格を有すると認められた応募者に対し、「那覇市学校施設等長寿命化計画策定業務委託・受託候補者選定審査会」（以下「審査会」とする。）を実施し、業務提案書のプレゼンテーション審査において総合的に評価を行い選定する。

① 第2次審査実施日：平成29年9月1日（金）予定

② 時間及び会場：審査会開催通知書にて通知する。

③ 発表時間等：1応募者に対し30分以内（説明15分、質疑応答10分程度、審査員採点5分程度含む。）

④ その他

ア プレゼンテーション審査の順番は、審査会開催通知書にて通知する。

イ 当日の業務提案の内容説明は、提出済みの業務提案書及び費用内訳書のみで行うこととし、プロジェクター等で投影するスライドショー（パワーポイント等）を使用することや追加資料の配付はできない。また、説明は業務提案書の内容を逸脱しないように留意すること。

ウ 審査会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じない。

## 8. 審査基準

受託候補者の選定にあたっては、以下の評価基準に基づき審査する。

評価項目	評価基準		配点 (65点)
会社の業務実績及び業務実施体制	会社の業務実績	・過去5年以内の同種又は類似業務の実績数について評価	15点
	業務実施体制の評価	・従事予定者数による業務実施体制及び配置予定技術者の保有資格について評価	
	主任技術者の評価	・配置予定の主任技術者の資格及び業務実績について評価	
業務提案内容	業務提案書の的確性・妥当性	・業務仕様書に示された業務内容に対する取り組みや考え方について評価	35点
	業務提案書の実現性	・業務に対する具体的な方向性や実現性について評価	
業務遂行に対する考え方（創造性）	・業務遂行に対する応募者の考え方、姿勢、本市の学校施設等の長寿命化に対する業務提案やアピール等について評価		10点
費用内訳書	・業務費用について評価		5点

※配置予定の主任技術者が有する資格は、下記の資格を評価する。ただし、④、⑤の資格より、①～③の資格をより評価する。

- ① 1級建築士、②技術士（総合技術監理部門）、③技術士（建設部門）、④技術士（②、③以外の分野）、⑤RCCM（都市計画及び地方計画）

## 9. 審査結果の公表

受託候補者選定後、第1位の受託候補者及び応募総数を速やかに本市ホームページ上にて結果を公表する。

## 10. 契約

原則として、本市は第1位の受託候補者と協議し、提案された内容を仕様書へ反映するなど調整の上、契約上限額の範囲内で契約を締結する。ただし、第1位の受託候補者との協議が整わない場合は、次順位の者と協議し契約を締結するものとする。

### 11. その他注意事項等

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却には応じないものとする。なお、提出された全ての業務提案書等は、本件プロポーザルの目的以外には使用しません。
- (3) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (4) 提出書類の帰属は応募者に帰属する。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（昭和63年1月11日条例第1号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

12. 本件プロポーザルに関する問い合わせ先（事務局）

住 所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階

那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課

担当者：比嘉（ひが）、島尻（しまじり）

電 話：098-917-3503

FAX：098-917-0303

E-mail：57312masa@city.naha.lg.jp、58157sige@city.naha.lg.jp

※メールは両方のアドレスへ送信ください。